平成２１年（フ）第３１２号
京都市中京区壬生馬場町４番地11、開始決定時の住所京都市中京区壬生朱雀町29番地７プリオーレ27二条駅前Ａ－１
破産者　關聡志建築設計事務所こと　關　聡志
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７６号
奈良市大宮町３丁目２番47―803号、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町2801番地８
破産者　里　誠一
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
奈良市芝辻町503番地の１　みかさ住宅101号
破産者　細工　真治
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
広島市安佐南区西原４丁目30番28―604号
破産者　濱崎　昌総
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１号
広島市安佐南区八木４丁目35番８号
破産者　立道　浩
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県大川市大字一木1267番地
破産者　横田　哲成
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
北海道旭川市豊岡12条５丁目３番１号ウォーターリップⅢ102号室
破産者　菊地　公一
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
北海道旭川市緑が丘１条３丁目３番地の15
破産者　若竹　則行
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
北海道留萌市堀川町２丁目95番地の10
破産者　嶋田　将典
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
北海道上川郡東川町北町２丁目１－７－14海老根瑠美子宅、住民票上の住所埼玉県三郷市早稲田３丁目31番地２　早稲田荘６号
破産者　渡辺　勝美
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
北海道帯広市東４条南21丁目17番地１
破産者　ナカノ石材こと　中野　宗明
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
北海道帯広市西７条南12丁目５番地、住民票上の住所北海道河西郡更別村字更別南１線98番地78
破産者　高橋　義弘
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子１番地
破産者　近藤　博美
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１１５号
秋田県大仙市協和境字境22番地３
破産者　福田美由紀
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３８０号
山形市清住町３丁目５番５号、前住所山形市清住町２丁目９番19号
破産者　室岡　裕史
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８３号
福島県いわき市植田町本町３丁目９番地の５八代コーポ１－Ｂ
破産者　深見真由美
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６５号
群馬県藤岡市中栗須92―１　ノースリッチ302号室、住民票上の住所群馬県藤岡市本郷881番地　市住77―２棟10号
破産者　高橋　優子
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県銚子市愛宕町3109番地　グリーンヒルズＤ棟
破産者　浅野　一弘
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
富山県高岡市京町11番15号、旧住所富山県高岡市大野300番地９
破産者　柏倉　勝美
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部